

アスティーダサロン会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、「アスティーダサロン」と称し、英文にて、「Asteeda Salon」と記す。

第2条 (事務所所在地・本会の運営する施設)

本会の事務所は、琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社内（所在地：沖縄県中頭郡中城村南上原1112-1 オーシャンビュー松山Ⅱ B1F）に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

本会は、プロ卓球チーム「琉球アスティーダ」の応援及び次世代の日本を担う経営者の育成及び教育の為に設立し、自己及び自社の成長のみでなく、会員相互間の成長、事業成長を通して積極的にスポーツ業界、社会に貢献することを目的とする。

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 定例会・勉強会の開催
- (2) 相談室・部活・食事会の開催
- (3) オンライン交流会の開催
- (4) ビジネスクンファレンスの開催

第3章 会員

第5条 (会員)

本会の会員資格は、本会の趣旨に賛同する者であって、経営者またはこれに準ずる者であることとする。なお入会に際しては、本会の承認を要するものとし、承認されなかった場合の事由等は一切開示しないものとする。

- 2 会員として入会を希望する者は、本会が定める入会申込書により、申し込むこととする。
- 3 本会が日本語で運営されることから、外国人経営者が本会の入会を希望した際、日本語以外での特別のサポートは予定されていないことを予め承諾した上で、入会するものとする
- 4 ネットワークビジネス（連鎖販売取引）に関わる者の入会を禁止する。また、会員は、その勧誘、販売等を行ってはならない。

第6条 (入会費及び年会費)

会員は、次の入会費及び年会費を一括払いにて納入しなければならない。

入会金	15万円（税抜）
年会費	Standardプラン 60万円（税抜）
	Premiumプラン 120万円（税抜）
	Executiveプラン 60万円（税抜）

- 2 入会費、年会費の支払いをもって入会完了とし、当該支払いに基づく会員資格の有効期間は、申込日より1年間の期間とする。
- 3 前項の期間が満了する日から1か月前までに、当事者のいずれからも、相手方に対して契約の更新を拒絶する旨の書面による申入れが行われなかった場合、本契約は従前と同一の条件で、さらに1年間更新されるものとする。
- 4 前項に基づき、本契約が1年間更新される場合、会員は、本会に対し、当該更新の月の末日迄に年会費を一括払いにて、本会が指定する金融機関口座に振り込む方法によって支払い、その後も同様とする。

第7条（変更の届出）

会員は、次の各号に該当するときは30日以内に運営事務局へ届け出なければならない。

- (1) 氏名もしくは住所、またはその経営にかかる事業の名称もしくは本会に届け出た主たる事業所の所在地その他連絡先を変更したとき
- (2) その経営にかかる事業の全部または一部を休止、または廃止したとき

第8条（地位譲渡等禁止）

会員は、その会員としての地位その他本会に対する権利を、第三者に譲渡し、または、質入、その他担保にしてはならない。

第9条（秘密保持）

「秘密情報」とは、会員が本会に関連して、書面、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は知り得た、本会又は会員の技術、営業、業務、財務、組織、その他の一切の事項に関する全ての情報を意味する。但し、本会から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に適法に知得していたもの、本会から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したものの、秘密情報によることなく単独で開発したもの、本会から秘密保持の必要な旨書面で承諾を得たものについては、秘密情報から除外するものとする。

- 2 会員は、秘密情報を本会の利用の目的のみに利用するとともに、本会の書面による事前の承諾なしに第三者に本会の秘密情報を提供、開示又は漏洩してはならないものとします。
- 3 前項の定めにかかわらず、会員は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、必要最小限の範囲でのみ秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を本会に通知しなければなりません。
- 4 会員は、秘密情報を記載した文書又は記録媒体等を複製する場合には、事前に本会の書面による

承諾を得ることとし、当該複製によって生じた複製物も秘密情報に該当することを確認し、その管理については第2項に準じて厳重に行うものとします。

- 5 会員は、本会から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、本会の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。

第9条（反社会的勢力）

会員は、自らまたは自らの役員、従業員、株主もしくは実質的経営者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当しないことおよび次の各号の一に該当しないことをここに表明および保証するとともに、将来も該当しないことをここに確約する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められること。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められること。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - (5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 2 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をしてはならない。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて本会の信用を棄損し、または本会の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
 - 3 会員は、会員が、反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否するとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を本会に報告し、本会の捜査機関への通報および本会への報告に必要な協力を行うものとする。
 - 4 会員が本条に違反した場合、本会は何らの催告を要せずに、当該会員の会員資格を剥奪（除名）することができる。
 - 5 本条各項の規定により会員資格の剥奪（除名）がされた場合には、当該会員に損害が生じても本会は何らこれを賠償または補償することは要せず、また、かかる剥奪（除名）により本会に損害が生じたときは、当該会員はその損害を賠償するものとする。

第4章 会員資格の喪失

第10条（退会）

会員は、運営事務局に対して退会の意思表示を行い、承認を受けることにより本会を退会すること

ができる。但し、この場合、既に支払われた入会金及び年会費は特別な事由を除き一切返還しないものとする。

第11条（除名）

1 本会則に違反し、または本会の名誉もしくは信用を毀損した場合、他の会員と紛争もしくは不和を惹起した会員がある場合、又は会員及び運営事務局に対し不快感を与える言動、行動が見受けられた場合は、運営事務局は即時その会員を除名することができる。

2 3ヶ月以上年会費を滞納したとき。

第5章 会則の変更及び解散

第12条（会則の変更）

本会則について、最新の会則は琉球アスティーダスポーツクラブホームページ内アスティーダサロンページ及び会員専用サイト「Asteeda Salon Community」にて確認できるものとし、入会時より変更される場合があることを了承する。

第13条（解散）

1 アスティーダサロンは運営代表者の一任により、解散することができる。

2 前項により解散がなされた場合、本会の残余財産については、会員区分に応じて等しく分配するものとする。

附則：

本会則は、2023年5月1日から施行する。

本会則は、2023年9月1日から施行する。